

景観形成基準に基づく配慮事項（広告物の表示等）

	事 項	景 観 形 成 基 準	配 慮 の 内 容
共 通 す る 事 項	(1)基本的 遵守事項	ア、優れた景観の形成（地域の個性の尊重，周辺との調和） イ、市町村条例との整合 ウ、住民協定等との整合 エ、周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある場合の景観検証	
	(2)位 置	ア、景勝地等及びその周辺地域における，行為地の選定に当たって配慮 イ、優れた景観資源に近接する場合の保全に対する配慮 ウ、主要幹線道路等からの後退 エ、行為地が山稜の近傍にある場合，稜線を乱さないための配慮	
	(3)敷地の 緑化	ア、敷地内の緑化 イ、既存樹木の修景への活用 ウ、周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木による境界囲い	
	(4)その他	ア、敷地内の施設間及び周辺との調和 イ、屋外駐車場の出入口の限定と遮蔽 ウ、屋外照明の光量 エ、行為期間中の修景 オ、その他	

<p>広 告 物 の 表 示 等</p>		<p>主要道路, 展望地等から見た場合, 過度の広告表現による不調和や周辺の景観への著しい違和感を 生じないための配慮 ア, 建築物等に設置する看板, 広告塔等～ 必要最小限の大きさ及び設置箇所数 建築物及び周辺景観との調和 イ, 広告塔、野立看板等～ 支柱部分等の形態等への配慮 必要最小限の高さ, 大きさ ウ, 垂れ幕等一時的な広告, サインはできる限り行わない やむを得ず表示する場合, 建築物等との調和 エ, 蛍光色の使用はできる限り避ける オ, 地面に接して設置する場合, 足回りの修景, 緑化 カ, 必要最小限の文字の大きさ キ, ネオンサインを設置する場合, 昼間の景観への配慮 ク, 広告看板等と一体となる建築物等の形態等の配慮 ケ, 指定地域基本計画に沿った景観形成に対する配慮 コ, 窓等の内側からの表示は避ける サ. その他</p>	
--	--	---	--